高圧ガス保安法規集 第22次改訂版

【正誤表その2】

次のように誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。訂正箇所をご確認のうえ、ご使用ください。

第六条第2項第二号リ	一般高圧ガス保安規則	該当箇所、頁
限る。以下このヌ、第十八条第二号へ、~	リー容器保安規則第二条第六号に規定する~ で定める刻印等に	Н
限る。以下このリ、第十八条第二号へ、~	リ 容器保安規則第二条第六号に規定する~ で定める刻印等に	郊

※傍線()部分が訂正箇所

特別民間法人高圧ガス保安協会 試験・教育事業部門

e-mail:book@khk.or.jp

令和七年一月二十三日